

西多摩医師会報

第206号 平成2年2月



新年賀詞交歓会

目 次

	頁		頁
1. 巻頭言		5. 医師会日誌	7
医療と法 松原貞一	2	6. 文芸	
2. 新年賀詞交歓会	3	平成二年庚午正月を迎う 小泉新策	8
3. MMRワクチン接種当面の措置		7. お知らせ	8
公衆衛生部長 林 実	4	8. あとがき	9
4. 理事会報告 総務部	5		

医療と法

松原貞一

法などというものは、知らないからといって生きて行けぬというものでもないが、真面目に守らうとすると、これ程不自由で生き難いものはない。道交法では制限速度というものが、東京では大体が時速40キロということになっている。最高制限速度が40キロということは、瞬時たりとも越えてはいけない速度ということであり、現実瞬間速度で取り締りが行なわれている。時々真面目に制限速度を守って走っている車に続くことがあるが、後に長蛇の列が出来、そのうちイライラして追い越しをかける者が出たりして、車の流れは混乱、法の主旨とは裏腹に、状況は反って険悪になることもある。サンフランシスコ地震で停電の為信号が動かなくなったが、人間は常識に従って行動、事故も思った程の渋滞も起らなかったと聞くが、現代の世の中は、何か問題が起きるとその度毎に法や条例が細くなり、一度出来てしまうと、どんな法でも守ることを強制される。

今回医療廃棄物の処理問題に係わってみて、改めて法を続てみると、通常の医療活動の中でも予想外の規制があることに驚いた。

数年前より、医療機関より排出される注射針によると思われる針刺し事故が発生、都や医師会でも、危険防止の為注射針は注射筒よりはずして金属かんの中に入れて密封、更に「注射針」と明記をして出すようにと指導して来た。更には、B型肝炎やエイズが血液を介して感染が起きるということで社会問題となり、救急隊員がワクチン接種をしたりして、感染性廃棄物という問題も浮上、NHKを始めマスコミの取り上げる所となった。そこで改めて法律はどうなっているのかと調べてみると、「廃棄物の処理及び清掃に関する法」(廃棄物処理法)というが昭和45年に既に出来ており、その法律によると、廃棄物は産業廃棄物とそれ以外の一般廃棄物というものに分類され、一般廃棄物は市町村の責任において処理されるが、前者の産業廃棄物は事業者の責任において処理すべきとされている。医療機関も廃棄物処理法の規定する所の事業所

に該当するとされ、医療機関より出る注射器、点滴用品等ガラス・プラスチック・ビニール、金属くず等は総て産業廃棄物というのが法の見解である。点滴ビン等は滅菌操作をしてあり、通常の廃棄物よりはるかに清潔である筈とか、家庭で使った老人のおむつは市町村で処理するが、医療機関で使った同じおむつが産業廃棄物では差別ではないかと思ったりするが、ここではそんな議論は通らない。法は万人のもとに平等であるべきとはいっても、規制を目的とした法は、どちらかの為を思って出来たものであれば、立場の異なるものにとっては負担となるのは当然であり、不利になったものは、法の前では泣くより仕方がないということになる。

20年も前に廃棄物処理法が出来、医療機関も事業者として、出る廃棄物は自らの責任で処理するのが建て前であったが、現実には法第10条の「市町村は一般廃棄物とあわせて処理することが出来る産業廃棄物の処理を専務として行うことが出来る」(あわせ産業)として、一部を除き大部分の市町村が処理を行って来た。実際には針刺し事故により感染が起きた例はなく、指導後事故そのものも聞かなくなって来ているが、問題がマスコミの狙上に上ってから改めて法が読み返されて、医療廃棄物を家庭用すべて共に廃棄することに問題が出て来たのが現情である。危険防止の為に都の指導通り「注射針」と書いて出すと、産業廃棄物であることを明記しているようなもので、取り扱いが難しくなることにもなる。

片や予防接種法は何ら改定されていないのに、臨時の予防接種として法に定められているインフルエンザのワクチン接種が廃止も同然、骨抜き状態となっているのを見るにつけ、法とは何かとつくづく考え込んでしまう。

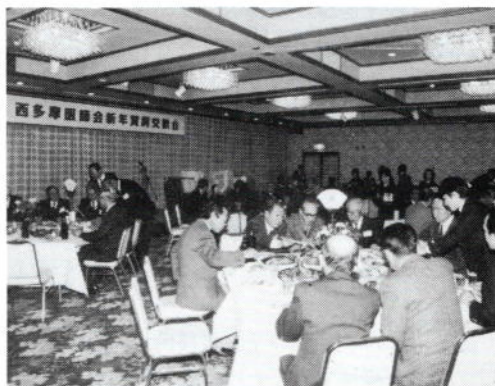
法など知らず者、日夜勉強をし医療の専門家として業を行って行けないわけでもないが、ひと度問題が起きて来ると、法というものは巨大な姿となって我々の前に現われて来るものである。心しておかねばならぬことにこそある。

新年賀詞交歓会開催さる

1月20日(日)青梅市福祉センターにおいて、平成2年新年賀詞交歓会が開催された。昨年は、昭和天皇の崩御を悼み、弔意を示す形で、医師会員のみで内輪だけの名刺交換会を、医師会館講堂において行ったが、今年は例年の形に戻りお客様を招待しての華やかな会合となった。総数59名うち、お客様は22名であった。昨年に引き続いての野本正嗣先生の司会で、唐橋福祉部長の開会の辞に始まり、西村邦康会長の挨拶、続いてお客様を代表して石川要三衆議院議員、水村一郎都議会議員、田村市郎都議会議員、島田久都議会議員、田辺栄吉青梅市長、井上篤太郎羽村町長より新年を寿ぐお祝いの御挨拶をいただいた。三保健所を代表して木下文雄福生保健所長の乾杯で宴は始められ、日頃お世話になっている方々を求めて、各テーブル共に、盛んな盃のやりとりが行われた。余興として萬才あり、又福引きありで、賞にあたって嬉しそうに大

騒ぎする、普段見られぬ一面を、のぞかせる人達あり楽しい一刻を過し、江本虎雄先生の手じめ、松原副会長の閉会の辞で会は幕を閉じた。終りに編集者の愚痴を一言、昨年は昭和天皇の崩御、医業税制5段階制の改廃、消費税の創設、次いで参院戦での自民党の敗北と医業に従事している関係者にとって、まことに厳しい年でありました。色々な制度の改革にあたっては、何とかなるだろうとか、何とかしてくれるだろうとか、甘い期待をもって、その場その場に臨んできたわけですが、すべて無残にもその願望は打ち砕かれてしまいました。新しい年の門出にあたり今年こそは、よい年でありますようにとの祈りを込めてスタートしましたが、近く薬価基準の引下げ、医療法の改正も行われることになっており、昨年より以上に厳しい年になると思っています。しかし頑張るしかありません。

(文責 大嶽栄二)



MMRワクチン接種当面の措置

公衆衛生部長 林 実

平成元年12月20日厚生省公衆衛生審議会伝染病予防接種部会予防接種委員会より以下の報告がありましたので、会員各位は当面の措置として参考にさせていただきたい。

MMRワクチン接種後に起こるおたふくかぜウイルスによると思われる無菌性髄膜炎については、これまでその発生はごくまれであり、大部分が野生株による自然感染と思われる。しかし、PCR法を使ったおたふくかぜウイルス株の鑑別法の開発を背景として行われたその後の調査により、MMRワクチン接種後の無菌性髄膜炎は、数千人に一人という従来考えられていたよりはるかに高い確率で発生していることが明らかとなった。

これまでの調査では、その症状はいずれも軽度であり、後遺症を残す恐れもないと思われる。一方、おたふくかぜに自然感染した場合には数十倍から数百倍の高い確率で無菌性髄膜炎が発生するほか、脳炎等の合併症や聴力障害等の後遺症を伴うことがあり、おたふくかぜによる死亡者が毎年数名報告されている。

これらの点から、今後のMMRワクチンの取扱いについては、当委員会としては、次のようにすることが適当であるとの結論に達した。

- (1) 麻しんの定期的予防接種時にMMRワクチンを接種することについては、麻しんワクチンを単独で接種する場合に比べ、無菌性髄膜炎の発生頻度は高いものの、おたふくかぜの自然感染の場合より合併症や聴力障害等の後遺症の発生の確率が低いことから、これまでどおり「麻しんの定期的予防接種時に、同時に風しん及びおたふくかぜの予防接種を希望する旨の申し出があったときは、MMRワクチンを使用することができる」こととしておく必要がある。
- (2) しかしながら、MMRワクチン接種後に数千人に一人の割合で無菌性髄膜炎が発生

する可能性がある状態では、その接種を従来のように積極的に進めていくのではなく、国民がMMRワクチンの効果及び副反応等について理解した上で接種をするか否かを選択できるような体制を整える必要がある。

具体的には、より安全なワクチンが開発されるまでの間、保護者からの申し出があった場合に限り、麻しんの定期的予防接種時にMMRワクチンを使用することが適当である。

- (3) なお、MMRワクチンの取扱いに当たっては、今後とも以下の点に留意して行う必要がある。

- ① 保護者からの申し出があった場合には、麻しんの定期的予防接種時にMMRワクチンを接種することができるようにするため、MMRワクチンの接種機会が確保されるよう、医師会等関係機関と協議しつつ、接種体制を整備すること。(MMRワクチンの確保と接種医師の再確認)
- ② MMRワクチンの効果及び副反応等について、一層の周知徹底に努めるとともに、無菌性髄膜炎等MMRワクチン接種後の副反応の発生状況及びおたふくかぜに自然感染した場合の合併症等の発生頻度等についても把握に努め、サーベイランス体制の強化を図ること。
- ③ MMRワクチンに使用するワクチン株の種類等の検討を含め、より安全なワクチンの供給に努めること。
- ④ 予防接種健康被害救済制度の周知徹底に努めること。

参考

- (I) 平成元年4月1日から10月31日までの間にMMRワクチンを接種した約63万人のうち、MMRワクチン接種後に無菌性髄膜炎を診断された人は311名です。このうちワクチン接種によるものと断定された人は60人です。
- (II) ① おたふくかぜウイルスに自然感染し

た場合には、感染した者のうち1/3は不顕性感染であるが、残りの2/3はおたふくかぜを発症する。

- ② おたふくかぜ患者の15%近くに髄膜刺激症状が見られる。
- ③ おたふくかぜ患者の2.4%には無菌性髄膜炎を併発するという報告があるが、その予後は概ね良好である。
- ④ 脳炎については、おたふくかぜ患者200人～400人に1人という報告がある。また、重篤な脳炎を併発した場合には、発達障害、てんかん等の後遺症を残す恐れがあり、1.4%が死亡するとの報告もある。

(5)

- ⑤ 人口動態統計によると、おたふくかぜによる死亡者が毎年数名報告されており、昭和63年には6名の死亡が報告されている。
- ⑥ 聴力障害については、おたふくかぜ患者2万人～20万人に1人の発生があると報告されており、おたふくかぜによる聴力障害に対する治療は極めて困難である。
- ⑦ 思春期以降の男子がおたふくかぜに感染した場合、その9～30%に睾丸炎を併発することが報告されているが、不妊にいたることはごくまれである。

理事會報告

12月定例理事会（移動）

平成元年12月19日（火）

福生「幸楽園」

湯川理事
大堀理事
議事録署名人

1 報告事項

(1) 都医地区医師会長協議会報告

西村会長

- 1. 東京都医師会第2回健康スポーツ医学講習会の開催について
- 2. プラスチック容器に係わる量目不足投薬について

他県において2件の軟膏投与に際しての量目不足の付け増し請求が判明した。プラスチック缶の中には刻された数字（号数）と容量（ml数）の一致しないものがあるので注意。又調剤の際には、量目不足とならないよう留意すること。

3. 医事紛争事件の概況について

63年12月1日～元年11月30日迄の東京都医師会での取り扱い件数は54件である。

医事紛争等処理特別委員会
からの注意事項

- 1. 医師会に所属する病院、診療所は本委員会に加入すること。
- 2. 医事紛争事件が発生した場合は独断にて処理することは行わず本委員会の指示に従うこと。
- 3. 担当医の過失が明白な事故は放置せず速やかに本委員会に届出ること。
- 4. 警察で取調べのあった事故については、本委員会で示談解決した後になっても検察庁から呼出しがある場合があるが、その際には本委員会まで連絡すること。
- 5. 本委員会に委任した事項は個人にて交渉を行わないこと。
- 6. 診療に従事する会員は前医の治療結果等を批判する言動を慎み、いたづらに患者を刺激しないこと。
- 7. 電話の応答に対し、録音をしこれを訴訟の証拠として提出した例があるので、電話であっても不用意な回答をしないよう十分注意すること。
- 8. 注射を行う際は、神経麻痺を防ぐため慎重に行い、筋注はなるべく避けること。特に看護婦に行わせる時は適切な指示をする

(6)

№ 206

こと。

9. ペニシリン等を注射する際は過去のショック等について問診のみでなく必ずテストを行うこと。他の抗生物質についても慎重に対処すること。
10. 乳幼児に対し抗生物質（マイシリン、ストマイ等）を使用する場合には慎重に行うこと。
11. 人工妊娠中絶手術施行に当っては必ず配偶者の同意書を取ること。
12. 当初の目的以外の手術を加える場合は患者側の承認を取ること。
13. 湯タンボ等事故の起こり易い物を患者に与えるときは、付添者に一言注意を申し添えること。
14. 骨折治療に当っては、X線撮影は透視のみでなく必ずフィルムにて撮影し、証拠書類として保管すること。
15. 患者がショック等により異状死した場合には必ず解剖に付すること。

(2) 学術部委員会報告 宮川理事

12月8日開催された。1年間の反省、2月行われる森田浩一郎先生の講演会、登録医に関する件等について話し合った。

(3) 地区医師会救急担当理事並びに、救急告示医療機関代表者連絡会報告

宮川理事

12月12日開催された。救急診療でのトラブルは、小児科は診療出来ない、確保ベッドがない等であった。又診療当日は成可く変更しないでとの都医からの希望もあった。

(4) 東京都医師会学校医会第14回学校医大会報告 湯川理事

12月19日開催された。

(5) 三多摩医師会広報研究会報告

真鍋理事

西多摩医師会報 205号掲載済み

(6) 医療廃棄物について 林理事

今般厚生省より「医療廃棄物処理ガイドライン」が出された。

本ガイドラインは医療機関から排出される廃棄物（医療廃棄物）のうち、感染の危険性が大きいと考えられる廃棄物（感染性廃棄物）についての処理手順を決めたものであり、その要旨は

- (1) 感染性廃棄物のうち、当該医療機関施設内で非感染処理を行った廃棄物については、従来どおりの処理となること
- (2) 感染性廃棄物の範囲を明確にしたこと及び医療機関が排出する廃棄物のうち「その他血液等が付着したもの」についての感染性の有無の判断は当該医療機関の医師等の判断に委ねるとしたこと
- (3) 感染性廃棄物を梱包した容器等にはその旨の表示をすることとしたこと
- (4) 感染性廃棄物の処理を委託する際マニフェスト（積荷目録）方式を採用し、マニフェストのA票とD票を保持することにより、医療機関側に課せられている廃棄物処理の最終責任が暗に免責される形としたこと

感染性廃棄物の種類と具体例は次のとおりである。

廃棄物の種類	例
血液等、血液製剤	血液、血清、血漿、体液（精液、組織液等）、血液製剤（全血製剤、血液成分製剤）
手術等により排出される病理廃棄物	臓器・組織
血液等が付着した鋭利なもの	注射針、メス、試験管、シャーレ、ガラスくず等

廃棄物の種類	例
病原微生物に関連した試験・検査等に用いられた試験器具、培地	実験、検査等に使用した試験管、培地、シャーレ等
透析器具	チューブ、フィルター等
その他血液等が付着したもの	実験・手術用手袋等のディスポーザブル製品、脱脂綿、ガーゼ、包帯等

以上日本医師会より、都連府県医師会への送付資料より引用

- (7) 平成2年賀詞交換会について
 福生第5小学校 林実先生
 唐橋理事 — 承認 —
- 2 報告承認事項
- (1) 入会会員について 足立理事 玉木一弘先生 足立理事
 — 承認 — — 承認 —
- (2) 年初理事会休会について 足立理事 3 協議事項
 — 承認 — — フリートーキング —
- (3) 学校医推薦について 湯川理事 (総務部)

医師会日誌

医療機関数	169	病院	25
		診療所	144
会員数	305	A会員	149
		B "	156

役員出張

1月19日	都医会長会
22日	青梅保健所母子対策協議会
25日	都医難病患者訪問診療事業打合せ会
"	平成2年度地域における産業医活動促進のための研修会

会議

- 1月11日 自治体首長との懇談会
 17日 総務会
 22日 会報委員会
 23日 理事会

会員通知

- 成人病検診従事者講習会の開催について
- 長崎県警察本部からの捜査協力依頼
- 「登録医」申込み締切りについて

講演会・その他

- 1月9日 整備会
 10日 法律相談
 12日 「多摩がんセンター」について
 都衛生局との打合せ会
 20日 新年賀詞交歓会
 23日 生保指導立会

あ と が き

暖冬異変、地球の温暖化、だのこの数年騒がれているが、今年に入って以来、ずっと寒波続きである。さぞスキー場は粉雪で、気分良く滑っているスキーヤーが多いだらうと思われるが、残念ながらスキー場に行く事が出来ないで、気持が騒ぐだけである。

関越自動車道で約3時間ではあるが、帰りの時間が問題なので、行く事は出来ても、帰る時間を考えると1月、2月の積雪期には、なかなか行けないのである。

それに比べて学生時代は、試験が終わればすぐにスキー場に直行、ドカ雪が降ろうが、バスが停まろうが気にしないで、スキーが出来た気持の差ははなはだしい。また、体力が学生時代とは大部違うので、大斜面になるとはたして、おりられるのか不安になる事もある。

この10年、考えてみるとアスピリンスノーに出合っていない。

今年は、是非アスピリンスノーの処女雪にシュプールを画いてみたいと思っているこの頃です。
渡辺記

平成2年2月1日発行

発行所 (社) 西多摩医師会

東京都青梅市西分3-103
TEL (0428)23-2171(代)

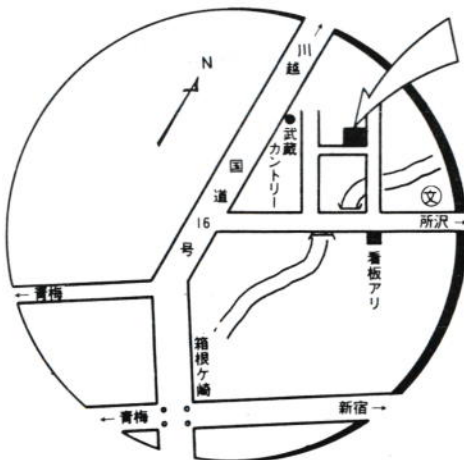
会報編集委員 大嶽栄二

石井好明 栗原琢磨 小林杏一
真鍋 勉 道又正達 百瀬眞一郎
横田 博 渡辺良友

印刷所 マスタ印刷 TEL (0428)22-3047

期待と信頼にこたえて23年!!

検査のことなら武蔵臨床へ 電話一本緊急検査に応じます
学校、会社の集検にも御利用下さい



埼玉県登録衛生検査所

武蔵臨床検査所

所長 杉田 富徳

埼玉県入間市上藤沢339-1

TEL 0429 (64) 2621(代)

